

大垣市地域おこし協力隊員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における人口減少や少子高齢化の著しい地域において、新たな地域の担い手として都市地域から地域おこしに意欲のある人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持及び強化を行うため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、大垣市地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力隊員の活動)

第2条 協力隊員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 移住定住及び地域間交流の促進に関する活動
- (2) 地域資源の発掘及び活用に関する活動
- (3) 地域おこしに関する支援活動
- (4) 住民の生活、地域コミュニティの維持に関する支援活動
- (5) その他市長が認める活動

(協力隊員の委嘱)

第3条 協力隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。）その他の都市地域等（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域を除く。）から大垣市上石津町（一之瀬地区、多良地区又は時地区に限る。）に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な者
- (3) 心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、住民とともに地域活動に積極的に参加できる者

(協力隊員の任期)

第4条 協力隊員の任期は、1年とし、3年を限度として再任を妨げない。

2 市長は、協力隊員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができるものとする。

- (1) 協力隊員本人から解職の申出があったとき。

- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(協力隊員の身分)

第5条 協力隊員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(報酬等)

第6条 協力隊員の報酬及び費用弁償は、大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の定めるところにより支給する。

(身分証明書の携行等)

第7条 協力隊員は、協力隊員の活動に従事するときは、常に大垣市地域おこし協力隊員身分証明書（別記様式）を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 協力隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変造してはならない。

3 協力隊員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届けなければならない。

4 協力隊員は、退任し、又は解職されたときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(守秘義務)

第8条 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式(第7条関係)

5
5
ミ
リ
メ
ー
ト
ル

写真

正面、脱帽にて3か月
以内に撮影したもの

縦300mm×横250mm

(市章)

大垣市地域おこし協力隊員身分証明書

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、大垣市地域おこし協力隊員設置要綱第1条に規定する地域おこし協力隊員であることを証明する。

有効期間 年 月 日 から 年 月 日まで

大垣市長 印

90 ミリメートル

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、隊員活動を遂行するときは、常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、退任し、又は解職されたときは、直ちに市長に返還しなければならない。